

## 大阪市市税条例の一部を改正する条例案

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第34条の2中「平成10年4月1日から平成27年3月31日までの間」を「平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日まで」に改める。

第34条の3第1項中「平成10年4月1日から平成27年3月31日までの間」を「平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日まで」に、「又は同法第88条」を「、第88条又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第34条の3第1項の改正規定（「又は同法第88条」を「、第88条又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」に改める部分に限る。）は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年10月1日前に開始し、かつ、平成27年4月1日以後に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、この条例による改正後の大阪市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第34条第1項の規定にかかわらず、100分の14.5とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における改正後の条例第34条の3の規定の適用については、同条第1項中「平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分に限り、前条」とあるのは「大阪市市税条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第 号）附則第2項」と、「11.9分の2.2」とあるのは「14.5分の2.2」とする。

- 4 前2項に定めるものを除き、平成26年10月1日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

法人の市民税について法人税割の超過税率等の適用期限を延長するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

第34条の2 平成10年4月1日から平成27年3月31日 までの間に終了する各事  
平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日

業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、100分の11.9とする。

(中小法人等に対する課税の特例)

第34条の3 資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。)で、法人税額又は個別帰属法人税額(市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人については法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。以下この条において同じ。)が年20,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額は、平成10年4月1日から平成27年3月31日 までの間に終了  
平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日

する各事業年度分又は各連結事業年度分に限り、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に11.9分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

ただし、法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)又は同

法第88条又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)

の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人(第52条第1項、第53条の2及び第53条の3において「予定申告法人」という。)及び清算中の法人については、この限りでない。

2 - 4 省 略